

環境影響評価調査計画書審査意見書

「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
（公 印 省 略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：昭島特定目的会社

代表者：取締役 名古屋 秀和

所在地：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

2 対象事業の名称及び種類

名 称：G L P昭島プロジェクト

種 類：建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成、自動車駐車場の
設置、工場の設置

3 対象事業の位置

東京都昭島市つつじが丘一丁目 1 番 7 号 他

第2 意 見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能

な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載すること。

【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。

また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響により隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。